

青森県海区だより

発行 5月17日 (第2号)

〒030-8570

青森市長島1-1-1

青森県海区漁業調整委員会事務局

TEL 017-734-9851

FAX 017-734-8166

e-mail Kaiku@pref.aomori.lg.jp

HP <http://www.pref.aomori.lg.jp/kaiku/>

青森県は「水産県」

水産局長 奈良岡修一

今年度、農林水産部内組織として「水産局」ができました。青森県の生産量は全国第4位であります。漁獲では漁場の広さから北海道にかないませんが青森県は栽培漁業、資源管理では「青森の正直」の実践県であり、ホタテガイ、ヒラメ、サケ、シジミガイ、ホッキガイ等でわかるとおり「つくり育てる漁業」の「水産県」であります。

かつて、200海里水域の問題があり、「水産部」ができましたがその後200海里問題も国連条約として批准され、国内でも「水産基本法」ができ、米国、旧ソ連の200海里宣言からはほぼ30年がたち「水産局」として新たなスタートとなりました。漁業もようやく名実ともに自分達の漁場が決まりました。これからが資源管理の正念場となります。各業種業界で漁場に見合った操業体制を早急に検討する必要があります。自分達が生き残るための資源管理です。

今、広域の資源管理は水産庁が、沿岸は県が中心になっていますが、これからはいよいよ海区委員会が重要な役割を担います。漁業法で海区委員会は「水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にして漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、」とあります。最後の決定は漁業者の代表として公選、知事選任の委員で構成された委員会です。漁業法での海区委員会の設立主旨をもう一度考える機会です。

4月・5月に開催された委員会など

①東部海区漁業調整委員会

- ・開催月日：4月26日
- ・議案：1) 海区漁業調整委員会規程の一部改正について(原案議決)

②西部海区漁業調整委員会

- ・開催月日：4月27日
- ・議案：1) まぐろはえなわ漁業の操業制限に係る委員会指示について(原案議決)

2) 海区漁業調整委員会規程の一部改正について(原案議決)

③全国海区漁業調整委員会連合会通常総会

- ・開催月日：5月11日～12日
- ・場 所：大分市
- ・参加者：船橋(西部会長)、後藤(西部委員)、木村次長(事務局)
- ・議事内容：
 - 第1号議案 全国海区漁業調整委員会連合会会則の一部改正について
 - 第2号議案 平成17年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について
 - 第3号議案 平成18年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について
 - 第4号議案 協議事項 ①沿岸漁業と沖合い漁業の調整について、②日韓漁業協定及び日中漁業協定の発効に伴う対策等について、③日本近海における外国漁船の操業秩序の確立と監視・取締り体制の強化について、④漁業法及びその関係法令・規則の罰則規程強化のための漁業法の改正について、⑤漁業調整委員会制度の堅持及び財政基盤の確保について、⑥燃油価格の高騰に対する対策について、⑦漁業と遊漁の調整について、⑧船舶事故に係る漁場環境保全等の事故対策の推進について、⑨資源回復に向けての漁場環境改善対策について、⑩漁業への有害生物対策について
 - 第5号議案 次期総会の開催地について

永年勤続委員及び事務局職員の表彰

後藤賀一委員(西部海区)が永年勤続表彰を受け、平成18年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の席上で、安藤会長から感謝状及び記念品が授与されました。



安藤会長から感謝状を授与される後藤委員

次回委員会等の予定

①全国水面漁場管理委員会総会

- ・開催月日：5月26日
- ・出席：沼邊会長、木村次長(事務局)
- ・開催地：東京都

②全国海区漁業調整委員会連合会局長会議

- ・開催月日：6月14-15日
- ・出席：田中局長、出町主査(事務局)
- ・開催地：山口市

関係漁業法一口メモ

漁業法第83条(所掌事項) 漁業調整委員会は、その設置された海区又は海域の区域内における漁業に関する事項を処理する(水産小六法より)。したがって属地的権限を有するわけで、その漁業を営む者が他海区に沿う市町村の者であっても、その権限は及び、逆に自分の海区に沿う市町村の者が関係している事項でも、よその海区の事項であれば、その権限は及ばない(新編漁業法詳解 成山堂より)。

お知らせ

- ・「まぐろはえなわ漁業の操業制限に係る委員会指示」が発動されたので、関係各位のご協力をお願いします。(詳細は県報又はHP参照)
- ・海区漁業調整委員会の事務局は県庁西棟6階です(黄色の矢印)。

